

2025年1月
野村證券株式会社

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の
一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービス
変更等に伴い、2025 年 2 月 22 日より「野村の証券取引約款
（個人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

新	旧
第1章 基本約款 第1条（約款の趣旨） (1) （省略） (2) この約款は、本章（「基本約款」といいます）のほか、個々のサービスまたは取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定によって構成されます。 ①～⑧ （省略） （削除） ⑨ （省略） 第2条（定義） この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑮ （省略） （削除） ⑯～④④ （省略）	第1章 基本約款 第1条（約款の趣旨） (1) （省略） (2) この約款は、本章（「基本約款」といいます）のほか、個々のサービスまたは取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定によって構成されます。 ①～⑧ （省略） ⑨ <u>ミリオン（けいぞく投資プラン）約款</u> ⑩ （省略） 第2条（定義） この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑮ （省略） ⑯ <u>ミリオン（けいぞく投資プラン）</u> <u>投資信託の累積投資のうち、本章14条およびミリオン（けいぞく投資プラン）約款の規定等に則り、お客様が給与支払者を通じて給与等から控除した金銭を払込む方法（以下、「給与天引」といいます）等により、定期払込金の払込みをいただいて行うものをいいます。</u> ⑰～④⑤ （省略）

新	旧
(削除) 第14条・第14条の2 （省略） 第31条（有価証券の取扱い） (1)～(3) （省略） (4) お客様の有価証券を保管する場合は、<u>保護預り証券等は原則として他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管します。口座内外国証券は現地管理機関において、当社の名義で、他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管します。</u> (5)～(10) （省略） 第5章 オンラインサービス約款 第3条（利用条件） (1)～(3) （省略） (4) <u>お客様は次に掲げる対象サイトを利用するにあたり、当社が別途定めるアクセス解析ツール（以下、「アクセス解析ツール」といいます）より取得したお客様の対象情報を、外国にあるサーバーで保存しアクセス解析ツールに提供すること、ならびにアクセス解析ツールより提供された対象情報を、当社で保有するお客様の個人データと紐づけて利用目的のために利用することに同意するものとします。</u> ① <u>対象サイト</u> <u>A：URLにnomura.co.jpを含む当社が運営するサイト</u> <u>B：Aから遷移するサイト</u> ② <u>対象情報</u> <u>対象サイトでは、次に掲げる情報を収集します。</u> <u>・サイトを利用した日時、場所</u> <u>・サイト内の各コンテンツ、画面の閲覧情報</u>	第14条（ミリオン（けいぞく投資プラン）） <u>当社の定める方法でお客様がミリオン（けいぞく投資プラン）の開始を申込み、当社が承諾すると、ミリオン（けいぞく投資プラン）に係る契約（本章、投資信託の累積投資に係る約款およびミリオン（けいぞく投資プラン）約款の規定等を内容とします）が締結され、ミリオン（けいぞく投資プラン）を行えることとなります。</u> 第14条の2・第14条の3 （省略） 第31条（有価証券の取扱い） (1)～(3) （省略） (4) お客様の有価証券を保管する場合は、原則として他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管します。 (5)～(10) （省略） 第5章 オンラインサービス約款 第3条（利用条件） (1)～(3) （省略） （新設）

新	旧	新	旧
・<u>サイトを利用した情報</u> 端末のデバイス名、OS 情報 ・<u>サイトの閲覧時に使用</u> したソフトウェア、IPア ドレス、ユーザーエー ジェント、MACアドレス ・<u>サイトへの訪問方法を</u> 表すリファラル情報 ・<u>サイトでの検索、入力、</u> 画面遷移等の行動履歴 情報 ・<u>口座開設のお手続きを</u> 行っていた際に<u>当社が発番する口座開設</u> <u>申込番号、口座開設受</u> <u>付番号情報(当社サイト</u> <u>内のインターネットでの</u> <u>口座開設のお手続きを</u> <u>ご利用される場合のみ)</u> ③ <u>利用目的</u> 当社は、収集した情報を 次の用途に利用します。 ・<u>お客様向けサービスの</u> <u>利用状況の確認</u> ・<u>お客様向けサービスの</u> <u>マーケティング活動</u> ・<u>お客様向けの広告配信</u> <u>を目的としたアクセス</u> <u>データの解析、活用</u> なお、当社ホームページ の「<u>サイトのご利用につ</u> <u>いて</u>」(https://www. nomura.co.jp/guide/ info/#tools)に詳細を 記載しております。<u>アク</u> <u>セス解析ツールの詳細に</u> <u>ついては、「アクセス解析</u> <u>に利用するツールについ</u> <u>て」を、提供先の所在国、</u> <u>当該所在国における個人</u> <u>情報の保護に関する制度</u> <u>および提供先が講ずる</u> <u>個人情報の保護のための</u> <u>措置、外国の第三者への</u> <u>情報提供について、提供</u> <u>先が定まる前に本人同意</u> <u>を得る必要性などの詳細</u> <u>については、「サイトご利用</u> <u>にあたってのご注意事項</u> <u>」をご確認ください。</u> 第7章 外国証券取引口座約款 第2条 (外国証券の管理) (1) 口座内外国証券は、現地 管理機関において、当社 の名義で、管理地等の諸 法令および慣行ならびに 現地管理機関の諸規則等 に従って管理されます。		(2)～(7) (省略) 第8条 (直接管理証券に関する 権利の処理) (1)～(3) (省略) (4) <u>直接管理証券の配当等に</u> <u>おいて金銭と金銭以外の</u> <u>数種の給付について選択</u> <u>権が付与されている場合、</u> <u>当社は、お客様の指示が</u> <u>あるときには当該指示に</u> <u>基づく種類の給付を受け、</u> <u>お客様の指示がないとき</u> <u>には金銭の給付を受け、</u> <u>お客様に交付します。</u> (5) <u>前項のとおり給付を受ける</u> <u>ことが困難であると当社</u> <u>が認める場合は、現地管理</u> <u>機関の取扱いに従い給付</u> <u>を受け、お客様に交付し</u> <u>ます。</u> (6)～(8) (省略) (9) (2)から(7)に定める金銭 および代金は、円貨で お客様へのお支払を行 います(ただし、(4)および (5)で交付する金銭が(1) に規定する金銭の支払に 基づく場合を除きます)。 (10) (1)から(7)に定める金銭、 代金および証券は、源泉 徴収税の徴収の要否その 他のお支払に係る取扱い が確定した後、相当の期間 内にお客様へのお支払 または本口座への記帳を 行います。この場合、外貨 と円貨の換算は、基本約款 30条にかかわらず当社の 定める日の当社の定める レートによります。 (11) (省略) 第11条 (第三者への情報提供 に関する同意) お客様は、次に掲げる場合に、 当該各号に定める者に対し、 お客様の情報(住所、氏名、連絡 先、生年月日、所有する外国 証券の数量、取引履歴その他 当該場合に依りて必要なもの に限ります)が提供されること があることに同意するものと します。なお、本条における「<u>名義</u> <u>書換機関</u>」とは、<u>当該外国証券</u> <u>の名義の管理等を行う機関を</u> <u>指すものとします。</u> ① 外国証券に係る配当、 利払その他の資産の交付 に対し課される源泉徴収	れます。 (2)～(7) (省略) 第8条 (直接管理証券に関する 権利の処理) (1)～(3) (省略) (新設) (新設) (4)～(6) (省略) (7) (2)から(5)に定める金銭 および代金は、円貨で お客様へのお支払を行 います。 (8) (1)から(5)に定める金銭、 代金および証券は、源泉 徴収税の徴収の要否その 他のお支払に係る取扱い が確定した後、相当の期間 内にお客様へのお支払 または本口座への記帳を 行います。この場合、外貨 と円貨の換算は、基本約款 30条にかかわらず当社の 定める日の当社の定める レートによります。 (9) (省略) 第11条 (第三者への情報提供 に関する同意) お客様は、次に掲げる場合に、 当該各号に定める者に対し、 お客様の情報(住所、氏名、連絡 先、生年月日、所有する外国 証券の数量、取引履歴その他 当該場合に依りて必要なもの に限ります)が提供されること があることに同意するものと します。 ① 外国証券に係る配当、 利払その他の資産の交付 に対し課される源泉徴収

新	旧	新	旧
税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その証券を管理する機関、<u>名義書換機関</u>またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ② 外国預託証券によってその権利を表示される証券（以下、「原証券」といいます）に係る配当、利払その他の資産の交付に対し課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その原証券を管理する機関、その外国預託証券の発行者もしくはこれを管理する機関、<u>名義書換機関</u>またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ③ 外国証券または原証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内外の法令または金融商品取引所等の規則（以下、「法令等」といいます）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券もしくは当該原証券の発行者、<u>これらの証券を管理する機関または名義書換機関</u> ④ 外国証券の売買を執行する日本国以外の国等または管理地の金融商品市場の監督当局（その監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じです）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件またはその金融商品市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券を管理する機関、<u>名義書換機関</u>または当該売買に係る外国証券業者	税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その証券を管理する機関またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ② 外国預託証券によってその権利を表示される証券（以下、「原証券」といいます）に係る配当、利払その他の資産の交付に対し課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その原証券を管理する機関、その外国預託証券の発行者もしくはこれを管理する機関、またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ③ 外国証券または原証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内外の法令または金融商品取引所等の規則（以下、「法令等」といいます）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券もしくは当該原証券の発行者またはこれらの証券を管理する機関 ④ 外国証券の売買を執行する日本国以外の国等または管理地の金融商品市場の監督当局（その監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じです）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件またはその金融商品市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券を管理する機関または当該売買に係る外国証券業者	⑤ （省略） ⑥ 外国証券の売買による振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合 その証券を管理する機関、<u>名義書換機関またはその証券の振替先金融機関</u> 第8章 株式累積投資約款 第1条（銘柄および定期払込金等の指定） (1)～(3) （省略） (4) 株式累投指定銘柄の数の上限は当社が定めるものとし、指定銘柄ごとの定期払込金の額は、1万円以上、1千円の整数倍である金額で、<u>当社の定める上限額の範囲内のもの</u>とします。 (5)・(6) （省略） 第6条（持分） (1) （省略） (2) 前項にかかわらず、お客様の累投株の持分（<u>複数年分の特定非課税管理勘定で保有する持分を含みます</u>）が当社の定める日において売買単元に達しているときは、売買単元の整数倍のものと売買単元未満のものに区分し、以後、前者は累投株ではないものとして、本章の適用を受けないものとします。 (3) <u>前項の場合において、累投株の持分を特定非課税管理勘定で保有するときは、当該売買単元の整数倍のものを特定非課税管理勘定で管理することとします。</u> (4)～(9) （省略） 第7条（権利処理） (1)～(3) （省略） (4) 前項の換金は当社の<u>定める方法</u>で行います。 (5)～(11) （省略）	⑤ （省略） ⑥ 外国証券の売買による振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合 その証券を管理する機関 第8章 株式累積投資約款 第1条（銘柄および定期払込金等の指定） (1)～(3) （省略） (4) 株式累投指定銘柄の数の上限は当社が定めるものとし、指定銘柄ごとの定期払込金の額は、1万円以上100万円未満で1千円の整数倍である金額とします。 (5)・(6) （省略） 第6条（持分） (1) （省略） (2) 前項にかかわらず、お客様の累投株の持分が当社の定める日において売買単元に達しているときは、売買単元の整数倍のものと売買単元未満のものに区分し、以後、前者は累投株ではないものとして、本章の適用を受けないものとします。 （新設） (3)～(8) （省略） 第7条（権利処理） (1)～(3) （省略） (4) 前項の換金は当社が<u>買取る方法</u>で行います。<u>ただし、当該新株予約権等が野村ホールディングス株式に係るものであるときは、指定証券会社が買取り、代金を当社が受取る方法で行います。</u> (5)～(11) （省略）

新	旧	新	旧
(削除)	第10章 ミリオン(けいぞく投資プラン)約款 第1条(銘柄および定期払込金等の指定) (1) ミリオン(けいぞく投資プラン)の対象となる銘柄は、累投適格投資信託の中から当社が選定する銘柄(以下、「ミリオン適格銘柄」といいます)とします。 (2) ミリオン(けいぞく投資プラン)に係る契約を締結したお客様は、当社の定める方法でミリオン(けいぞく投資プラン)に係る指定銘柄(以下、「ミリオン指定銘柄」といいます)および銘柄ごとの定期払込金の額を指定した上、毎月、その合計額を当社の定める方法で払込むものとします。 (3) 各銘柄ごとの定期払込金の額は、5千円以上で1千円の整数倍である額とします。 (4) ミリオン指定銘柄および定期払込金の額は、当社の定める方法で当社に通知することによって変更することができます。 第2条(買付の方法) 定期払込金の受入によって生じた預り金の額が、その払込金によって取得すべき投資信託の最低申込み単位に達したときは、その都度、遅滞なく買付を行います。 第3条(解約事由) お客様の口座に関する差押、仮差押および滞納処分等の有無やお客様の取引状況によっては、ミリオンに係る契約を解約させていただきますことがあります。 第10章 電子交付等の利用に係る約款 第1条～第9条 (省略) <u>2025年2月</u> 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 第3条(非課税口座開設届出書等の提出) 非課税口座、特定非課税管理勘定または特定累積投資勘定の設定を申込む場合は、あらか	じめ、非課税口座開設届出書、非課税口座廃止通知書、勘定廃止通知書その他の法令で定める書類等を提出または提供していただきます。 第9条(非課税口座内の上場株式等の払出しに関する事項) 株式累積投資に係る契約を締結しているまたは過去に締結していたお客様が、特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管するときは、原則、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄について、特定非課税管理勘定からすべて当該特定口座に移管します。 2 非課税口座内の上場株式等を払出した場合は、その上場株式等について、法令に則り、払出し時の金額および数、その払出し事由およびその事由が生じた日等を、書面または情報通信技術を利用する方法で通知します。 <u>2025年2月</u>	じめ、非課税口座開設届出書、非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書、およびその他法令で定める書類を提出していただきます。 第9条(非課税口座内の上場株式等の払出しに関する通知) (新設) 非課税口座内の上場株式等を払出した場合は、その上場株式等について、法令に則り、払出し時の金額および数、その払出し事由およびその事由が生じた日等を、書面または情報通信技術を利用する方法で通知します。 <u>2024年1月</u>